

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係
内線番号	73

No.	項目	内容
①	処分名	漁業の許可
②	法令名	京都府漁業調整規則
③	法令番号	令和2年京都府規則第54号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:水産事務所長)
⑥	法令の定め	<p>第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、海面において次に掲げる漁業(第2号、第7号、第9号、第11号、第12号、第14号及び第15号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業(第15号に掲げる漁業にあっては、第一種共同漁業を内容とする漁業権に基づくかき漁業に限る。)を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 機船船びき網漁業 機船船びき網により行う漁業 (2) かごなわ漁業 かごなわにより行う漁業 (3) 小型いかつり漁業 総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用して、するめいか、けんさきいか、やりいか又はぶどういか(地方名白いか)をとることを目的とする漁業 (4) 小型まき網漁業 総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業 (5) 敷網漁業 敷網により行う漁業(次号に掲げる浮敷網漁業を除く。) (6) 浮敷網漁業 浮敷網により行う漁業 (7) 船びき網漁業 無動力船を使用して船びき網により行う漁業 (8) 底びき網漁業 無動力船を使用して底びき網により行う漁業 (9) 地びき網漁業 地びき網により行う漁業 (10) 刺網漁業 刺網により行う漁業(次号に掲げる固定式刺網漁業を除く。) (11) 固定式刺網漁業 固定式刺網により行う漁業 (12) 小型定置漁業 小型定置により行う漁業 (13) つけ漁業 つけによりしいら又はいなだをとることを目的とする漁業 (14) いさざろし網漁業 いさざろし網により行う漁業 (15) 潜水器漁業 潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業</p> <p>第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号から第3号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 知事許可漁業の種類 (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地 (4) 漁具の種類、数及び規模 (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数 (6) その他参考となるべき事項</p>
	審査基準	<p>1 次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 京都府漁業調整規則(以下「規則」という)第11条第1項の規定により公示した「申請すべき期間」に申請されたものであること。 (2) 規則第9条各号のいずれにも該当しないこと。なお、規則第9条第1項第2号又は規則第10条第1項第1号については「京都府海域における知事許可漁業の許可等の取扱方針」(以下「取扱方針」という)第4の2又は第4の3の要件を満たすものとする。</p> <p>2 規則第11条第1項の規定により公示した「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数またh漁業者の数」を超える申請があった場合には、1に加えて、取扱方針第4に定めた許可の基準及び規則第11条第6項の規定により許可または起業の認可をする者を定める。</p>
	経由機関名	無し
	協議機関名	無し
	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由機関	—
	協議機関	—
	当該処分機関	30日
	問合せ	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係(電話:0772-22-4433)
	備考	